

令和3年7月26日

第7回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第7回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用
配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和3年7月26日				招集場所	加須市役所 504・505会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後2時42分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	野口	悦夫	○		9	瀬下	京子	○	
2	江川	芳夫	○		10	小川	達男	○	
3	中島	利雄	○		11	柳田	浩	○	
4	松本	昇	○		12	小倉	和夫	○	
5	山岸	和男	○		13	早川	初男	○	
6	嶋村	浄	○		14	関口	豊充	○	
7	佐久間	尉匡	○		15	新井	明弘	○	
8	松村	文夫	○						
					加須市農業委員会事務局				
					局長 大熊和夫				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主幹 関田毅				
					主査 大熊健太郎				

開会 午後1時30分

○局長（大熊和夫君） それでは、「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

ただいまから総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、大変暑い中、また、ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

梅雨が明けまして、その後も暑い日が続いているわけですが、体調はいかがでしょう。まだまだ暑い日が続いてまいりますので、十分にお体に注意をしていただきたいと思いますというふうに住じます。

それでは、これより令和3年第7回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

今、職務代理のほうから、梅雨明けでなかなか暑い、そういう日が続いているわけですが、今日はこのコロナ禍で初めて、全員の委員さんにお声掛けして、総会をするというもので、大勢の皆さんにお集まりいただきまして総会ができること、心から感謝申し上げます。

コロナウイルスにつきましては、これからはどうやってコロナと付き合っていくかということが違う視点で問われているような気がいたします。

農業関係におきましても、特に米については、早いところはまだ出穂いたしまして登熟に入るようなわけでございまして、いよいよ収穫の秋を迎えるわけですが、今年は米価が下がるような予測がされておまして、今大きく懸念されるところでございます。

また、話は変わりますけれども、先ほど、この始まる前に騎西の橋本委員さんから、うちのほうでは何か最近アライグマが非常に発生していて稲の苗を食い荒らしたり、特に休耕地を開拓して野菜を作っても、ほとんどそれを食害でやられちゃう、そういう被害がいよいよこの加須にも入ってきたというお話を聞きまして、本当に相当捕まえたそうなんですけれども、捕まえるおりが足りないというような現状で、今後ますますそういう食害というか、ほかの熊とかイノシシはあまりいないかもしれないけれども、ハクビシンとかアライグマとか、また変わったそういう動物の被害というのも、その地域が広がってきているようでございます。せっかく皆さんが汗を垂らして作ったものが動物に荒らされるということは非常に耐えられないわけでございますので、そういった面にも農業委員会としても注目をして今後やっていきたいと思っております。

今日はお盆前の総会ということで、案件につきましてもそれぞれいろいろな案件があるわけですが、慎重審議をいただきまして、今後の農業委員会の在り方についても検討できるような、そういった総会にしたいというふうなことでもよろしく願い申し上げまして、言葉整いませんけれども、開会の挨拶といたします。今日は本当によろしく申し上げます。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、委員総数15名のうち15名全員の委員さんに御出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（大熊和夫君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は小倉会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

5 番 山 岸 和 男 委 員

6 番 嶋 村 淨 委 員

の両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、4件の取下げ願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書1ページの1番、大桑地区の案件、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書4ページの10番及び5ページの11番、12番の志多見地区の案件については、取下げ願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることをご報告申し上げます。

10、11、12番で議案書4ページ、5条案件、3条案件は1ページの1番の案件が取下げ願でございます。よろしいでしょうか。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、2番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。また、譲受人は

令和2年1月に個人経営から法人を設立し法人経営となったもので、約1年半が経過しており、法人経営も順調のようでございます。譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため今回の申請となっております。また、譲受人の経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

7月15日、地区担当推進委員の小林さんと現地調査を実施し、譲受人の さんに現地にて事情を伺いました。この土地は譲渡人の さんが相続で取得したと思われ、貸していた人が耕作できなくなって、 さんに話があり、売買となったものとのことであります。現在、 さんは小麦を主体に営農をしており、この土地にも今後作付を考えているとのこと

です。問題なく、適当と判断をいたしました。ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番及び4番、5番の高柳地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 3条の3番、4番、5番は譲渡人が同一で申請地も近接しておりますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、埼玉県農林公社を通して売買となったもので、元の所有者は相続で取得したが耕作できないため、売買による所有権移転で、必要添付書類を整えられております。

3番、4番の譲受人は、以前から申請地を耕作しており経営規模拡大のため、5番の譲受人は、福島県浪江町から避難されている方で申請地を昨年

から耕作しており、規模拡大をしております。また、譲受人の経営状況から判断し、取得後耕作についても特に問題ないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村浄です。

7月16日に推進委員の金子さんと現地確認を行いました。まず さんと さん、 さんが3番で、4番は さんが譲受人です。この2人に立ち会っていただきました。位置図を見てもらえばよろしいかと思うんですが、もともとの持ち主は さんが4軒つながっているんですけども、真ん中の さんの所有の土地でした。 さんは細長い を今回購入する、 さんが大きい を今回購入すると。両名とも、もともと耕作してまして、現状はこれ地目は畑なんですけれども、陸田として使っております。 さんも の隣を耕作してまして、 さんも の左隣、こちらも耕作していますんで、この話があったときに、引き受ける形で購入する段になったということです。 の土地の左隅のほうに建物が地図上あるんですけども、現況は取り壊されてまして畑になっております。両名とも農業を一生懸命されて、何ら問題なく思います。

それから、5番の さんです。これは位置図からいくと4ページです。

さん、同じく7月16日の日に金子さんと さん宅を訪問しまして、本人に面談いたしました。もともと浪江町からこちらに移ってきまして、拠点をこちらに構えております。農機具なんか一通りそろってございまして、現在稲作とトウモロコシ、イチゴを栽培して出荷しているそうです。今般、購入することになったのは自宅から近いということです。それから昨年からお作りしておりますので、購入するに至ったそうです。何ら問題なく思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をします。

次に、6番の元和地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は、農地法第3条の不許可の例外に該当し、試験研究、開発の事業規模の拡大のため、今回の申請となっております。また、譲受人は以前から周辺農地を購入し、研究開発事業を行っており、取得後も特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(中島利雄君) 3番、中島です。

7月19日に推進委員の落合さんと現地確認に行っていました。

現地で さんにお会いし、いろいろお話を伺った結果、土地が欲しい さんと売りたい さんとで土地の売買が成立したとのことでした。何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願います。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。また、譲受人の経営状況から特に問題ないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

7月21日に、推進委員の坂田さんと2人で現地調査を行いました。調査に当たりましては譲受人の さんの父親の 様からお話を伺ってまいりました。父親から今、せがれさんの さんのほうに経営移譲をしている状況でございまして、これまでも規模拡大を進めていらっしゃる方でございます。このたび、 譲渡人から購入の依頼がありまして、それを受け、規模拡大をさらに進めたいということで、こういう結果になったということでございます。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の7ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、線引き以前から自己用住宅の進入路及び倉庫敷で利用しているもので、このた

び、改めて農地転用の申請をするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、線引き以前から利用しており、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

7月19日、推進委員の小山さんと現地確認を行いました。現地は、先ほど事務局の説明のとおり、地目は畑なんですけれども、倉庫が建っておりまして、確認の際に、さんのお宅にお伺いをして、本人、留守だったんですけれども、奥様のほうからお話を聞きまして、何でも自分が嫁に来る前なので50年ぐらい前かと思うんですけれども、おじいさんが勝手に倉庫を建てまして、今まで使用していたわけなんですけれども、ちょっと訳あって確認したところ、畑のままだったということで、これを機会に息子さんのほうに贈与をしたいということでお話を伺いました。ご家族と話してまいりましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の8ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、申請人がグループホームを建築し、運営会社に貸し付ける計画で、資金計画等必要添付資料が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、申請者がグループホーム（寄宿舎）を建設するための資金計画の融資証明書が添付され、運営会社で名古屋市に本社のあるとの建物の賃貸借契約書の写しが添付されております。また、埼玉県福祉部障害

者支援課と施設設置について協議中であることを確認しております。以上のことから、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

7月17日、午前中なんですけれども、最適化推進委員の小川さんと2人で現場を確認し、また、さんより話を聞きました。

現場は、この位置図でこの太くなっている申請地、この左側が郵便局の駐車場でありまして、右側が畑になっていまして、この申請地は田んぼでずっと低い土地であります。さんに話を聞いたところ、去年までは作付していたんだけど、機械が壊れちゃったということで作付けは一切しない、この際しないということで、有効活用というようなことで、申請者のほうにグループホームを建築して貸すと、そのような話です。許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほどをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の樋遣川地区案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の9ページ及び土地利用計画図の4-3をご覧ください。

本案件は、線引き以前から農家住宅の進入路として利用しており、このたび農地であったことが判明したことから改めて申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、線引き以前から利用していることが当時の航空写真から判断できることや進入路のための敷地拡張ということで、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松本です。

7月15日、地区担当推進委員の峰岸さんと現地調査を行いました。

申請者である さんに事情を伺いました。先ほど事務局からの説明にもありましたが、この土地は以前から住宅の進入路として利用してきていたもので、今後も利用するため今回の申請に至ったとのことでもあります。問題なく適当と判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の田ヶ谷地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の10ページ及び土地利用計画図の4-4をご覧ください。

本案件は、申請人が太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、周囲も太陽光発電施設があり、第2種農地と判断され、経済産業省の設備認定通知の写し及び再生エネルギー売買契約の写しが添付されており、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

7月17日に推進員の渡辺さんと2人で、 さんにお会いしてお話を伺ってきました。

申請地は集落内の農地でありまして、陸田として水稻栽培を行っていたようですが、現在

は草がありますけれども、適切に管理されているような土地でございます。一応本人は、維持管理もかかるから太陽光でも設置したいというようなことで、本計画を立てたということでもございました。特段問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の11ページ及び土地利用計画図の4-5をご覧ください。

本案件は、線引き以前から農家住宅敷として利用しており、母屋及び農業用倉庫の一部が建っており、このたび、地目が農地であったことが判明したことから、改めて申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断され、現所有者は当該地に居住はしておりませんが、線引き以前の航空写真には農家住宅として確認できますので、利用を確認できたということからやむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

7月15日に推進委員の石川さんと現地確認をしました。ちゃんときれいに管理されていきました。後日、私が本人と代理人の さん、行政書士の方ですが、電話でお話を聞きまして、事務局の申請の理由のとおり、訂正して今後も利用したいということで、今回の申請となりました。許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の17件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の12ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(野口悦夫君) 1番、野口です。

7月18日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で譲渡人の さん宅を訪れ、現地では話を伺ってまいりました。話によりますと、譲渡人が自己住宅を建てるとして話がまとまったようでございます。また、土地につきましても、しばらく耕作しておらず、何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の 1 3 ページ及び土地利用計画図の 5 - 2 をご覧ください。

本案件は、申請人が贈与により土地を取得し、自動車修理工場（車両置場）として利用するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断されますが、当該案件は、先代の経営者が 30 年ほど前からおいから土地を借り、車両を置いて利用してきたもので、今後も利用していきたいということから、始末書が添付されております。

また、当初は先代の経営者が農地のまま利用し始めたもので、2 種農地であることから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 番（野口悦夫君） 1 番、野口です。

やはり 7 月 18 日、推進委員の野本さん、川島さんと 3 人で譲渡人の さん宅を訪ね、また現地で話を伺ってまいりました。譲渡人と譲受人につきましては、これは分家、本家という形でございます。また、譲受人は、譲渡人の関係がおいと叔父という関係でございます。また、この譲受人につきましては、自動車修理工場を 30 年前ぐらいからやっていたわけでございますけれども、長い間やっているわけですが、また自宅が、隣が今申請のあった自動車置場ということで、これが 30 年前からあった形で、自分の親も亡くなり、また 3 人兄弟で、 さん、これは三男坊らしいんです。あと、 さんのおやじさんも亡くなり、またそういう関係でも整理された形で譲渡という形を取ったようでございます。そういうことで、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の14ページ及び土地利用計画図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

7月19日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、現地なんですけれども、草一本生えていなくてきれいに管理されておまして、譲渡人の自宅がこのすぐ上のところに さんとありますけれども、そちらでして、自宅にお伺いしたところ、奥さんが出てきまして、お父さんはいらっしやらないんですかと聞いたところ、表札にも と出ていましたので、4月に亡くなりましたということで、その後、息子さんのほうに、ですから田んぼのほうですか名義を変えて、本人、息子さんも、父親もいないし、本格的に農業を続ける予定もないので、今回こういう話が来たので売買することになったということでお話を聞いてまいりましたので、許可相当と判断しました。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の15ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件つき売買予定地を計画するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

同じく7月19日、推進委員の小山さんと現地確認並びに聞き取り調査を行いました。現地のほう、この ということは稲が植わっておりまして、適正に管理されておりました。そのすぐ隣に というお宅があるんですけども、そこがこのたびの譲渡人で、御本人の さんが出てきまして、米は今まで作っていたんですけども、地元の人がいずれもう私は作らないからということの話があったそうなので、周りもほとんど住宅地になっておりますので、今回売買したほうがいいかなということで、申請になったということです。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の16ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでした。祖父の土地を贈与してもらい、自己用住宅及びセットバック部分ということですのでございます。一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく7月19日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。現地なんですけれども、こちらは、一応地目は田んぼになっていますけれども、陸田のような形で今のところ何も作っていないような形で、トラクターで耕うんされているような感じでした。その後、譲渡人の さんにお話を聞いたところ、 さんというんですけれども孫に当たるそうで、いずれ近くに住宅を建てたいということで前から話があったそうなので、 さんの自宅からちょっと離れているんですけれども、この前の通りはほとんど車の通りがなく、また若干小学校にも近いということで、この場所を選んだということでしたので、問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の17ページ、18ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、大豆を作付するために農地改良を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地ではありますが、盛土し大豆を作付・耕作するための農地改良で、期間は7か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

7月15日、地区担当推進委員の峰岸さんと現地調査をし、譲受人の 代表の 氏、営業部長の 氏から案内と計画内容について説明を受けました。現地は、稲作や小麦の作付が行われておりましたが、一部耕作放棄地となっております。位置図の②の写真のほう、右上の何となく作付がされていないようなところが耕作放棄地になっています。南西の方角となります。それで、この耕作放棄地の解消にもつながるといふふうに考えています。先ほどの事務局のほうで大豆を作るといふことなんですけれども、一部の話の中では、良好な畑として小麦などを作付することになっているとのことであります。適当と判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の不動岡地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の19ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであ

り、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

7月17日午後からなんですけれども、最適化推進委員の小谷野さんと2人で現地を確認し、そして さんのお姉さんになるんですけども、 さんの実家に行ったらお姉さんが出てきたんで、お姉さんに話聞いたんですけれども、位置図でこの申請地とありますけれども、この さんの実家が、そのすぐ上がここが実家でありまして、その左に とありますけれどもこれは別の家で、申請地のすぐ上が さんの実家があります。実家に行ったらお姉さんがいたんで、 さんのお姉さんに話を聞きました。譲受人、譲渡人は親子でありまして、この申請に当たりまして、申請書のとおり借家住まいで手狭ということで、親の土地を借りて家を造る、親の住む実家の前に家を造る。そのような話でありました。許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほど、お願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の不動岡区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅敷を拡張し、物置を建築するもので、資金計画書等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

7月17日午後からなんですけれども、最適化推進委員の小谷野さんと2人で現地へ行きまして、さんから話聞けたんですけれども、さん、さんというのは、これは親子でありまして、この位置図で説明しますと、さんの家は、この申請地の上にとありますけれども、そこがさんの家で、そのすぐ下に、左側だけども、片仮名でと書いてあるのが、ここはせがれさんのうちで、右が申請地で、とありますね。以前、さんから、やはり農地転用をかけてその申請地の上に、ここには載っていませんけれども、その上に親の土地とそこに畑があったんですけれども、そこの一部を転用して母屋を造ったと。左の家なんですけれども、この申請書のおり手狭になったと。子供の遊び道具とかいろいろ、平家なんで置場がなくなったんで、今住んでいる前に、って申請地です。そこへ建物を造るというような申請でありますけれども、許可相当と判断しました。ご審議のほど、お願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、資材置場として利用するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

やはり7月17日午後からですけれども、最適化推進委員の小谷野さんと2人で現地を確認して、さんといてもさんじゃないんですけれども、譲受人のさん、東京の住所になっていますけれども、ここの申請地から二、三百メートル離れたところが実家というか、さんの家なんですけれども、いないということで、その隣のさんにちょっと現場を案内してもらったんですけれども、現場のほうはきれいになっていました。その後、譲受人の、その代理のさんにちょっと電話で話を聞いたんですけれども、さんというのは建築設計やっている人です。というのは、これは水道屋さんのことです。譲渡人のさん、現在東京の立川ですけれども、先ほど言いましたけれども、この申請地から二、三百メートルしか離れていない岡古井の地に住んでいました。東京へ引っ越したのは6月20日だそうです。だから1か月ちょっとですかね。農家のほうはもうやらないと。宅地もみんな本来ならば全部撤去の話なんで、一応さんのほうに相談して、一応話をまとめたというような経緯であります。許可相当と判断しましたけれども、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の鴻茎地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の24ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本件につきまして、7月21日、推進委員の小坂さんと、現地にて代理人の さん、これ土地家屋調査士らしいんですが、お互いの代理人ということで立ち会っていただきまして、現地を確認してまいりました。現地は、位置図にもありますとおり、右側、東側にも1軒建っております。それから1つ置いて左側にも新しい住宅が建って、申請人の譲渡人の さんは、その右に位置図には さんと書いてありますが、この大家さんで、もう年を取りまして農家できないということで、たまたま不動産の紹介で さんに売買をするということだそうでございます。現地は草は生えておったんですが、そんなに長い草ではございませんので、特に問題ないのかなというふうに判断しましたので、よろしくご審議のほど、お願いしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の高柳地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の25ページ及び土地利用計画図の5-14番をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、開発行為に関しては市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

7月16日の日に、推進委員の金子さんと さん宅をお邪魔いたしました。 さんがたまたまいまして、 さんは さんの長男です。今、一緒に生活しております。お子さんも生まれましたので、かなり手狭になっていると。位置図の右に建てるんですけども、この土地はしばらく前から空き地になっていまして、草はちゃんときれいに刈ってあります。

さんと会えなかったので、代理人の さんに確認しましたところ、数年前に除外申請したらしいんですけども、それはちょっと確認取っていないです。問題なく、判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の26ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、調剤薬局を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、当該地域は開発行為に関して手続はなく、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

7月15日に、推進委員の石川さんと現地で現地調査と、ここに書いてある代理人、さんと書いてありますが、 さんの都合が悪いので、 さんという方、同じ会社

の人だそうですが、家屋調査士の　　さんと、あと　　さんの長男の方の立会いで現場でお話を聞きました。この申請地の隣、ちょっと字が小さくて見えない、　　というふうにあるんですが、ここに書いてあるとおり、北川辺地区には調剤薬局がありませんので、先生がぜひ造りたいというお話だったそうで、この　　のこれが調剤薬局の会社だそうです。お話ししたところ、賃貸で薬局を造るということで今回の申請となりました。現場の状況により許可相当と判断しましたが、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能　光君）　ご説明いたします。

位置図の27ページ及び土地利用計画図の5-16をご覧ください。

本案件は、埼玉県の中川河川拡幅工事による公共移転で、譲受人が売買により土地を取得し、農家住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、適合証明により見込みありということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田　浩君）　11番、柳田です。

この案件につきましては、7月17日に、坂田推進委員と2人で譲受人の　　さん宅を訪問しまして、奥さんのほうからお話を伺ってまいりました。

この案件は、案内地図にありますように、中川に架かります新井大橋のたもとに、　　さんのお宅がございまして、そこを今度　　番地に移転するという内容で、既に農用地照会案件で処理されている案件でございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりまし

た。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の28ページ及び土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、隣接する工場新設工事期間中の11か月の工事作業員の臨時駐車場を確保するもので、資金計画等必要添付書類が整えられています。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、工事期間中の11か月の一時転用であり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

7月17日に、坂田推進委員と2人で現地にて譲渡人の さんから話を伺ってまいりました。場所は、加須インターの東側の産業団地の今建設中の場所でありまして、今回の申請地のすぐ上の土地に工場を建設することに当たりまして、それを請け負いました

が、職員の駐車場として一時的に一時転用で職員駐車場で使いたいという内容でありまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に係る事項について、議事に参与することができない。」に、私、小倉和夫が該当しますので、議事の間退席をいたします。議事進行については柳田職務代理にお願いしたいと思います。

(小倉和夫委員退室)

○職務代理(柳田 浩君) それでは、小倉会長に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画案につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○職務代理(柳田 浩君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がございましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○職務代理(柳田 浩君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の

決定について」原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(柳田 浩君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、退席している小倉委員の入室をお願いします。

(小倉和夫委員入室)

○職務代理(柳田 浩君) それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。



◎報告事項

○会長(小倉和夫君) 次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますけれども、相続による届出13件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第1号の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7項の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域の農地転用の届出について11件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますけれども、農地の貸借の合意解約による届出14件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長(小倉和夫君) 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて、議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長(大熊和夫君) 小倉会長、柳田職務代理には議事の進行、大変ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様方には長時間にわたりまして慎重なる御審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和3年第7回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時42分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年7月26日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 山 岸 和 男

署名委員 嶋 村 淨